[redacted]

[redacted]

（差出人・問合せ先）
[redacted]
[redacted]

[redacted] 様

高知県[redacted]県税事務所
自動車税担当
（[redacted]）[redacted]

令和 [redacted]年 [redacted]月[redacted]日

[redacted] 様

高知県[redacted]県税事務所長

自動車税種別割減免についてのお知らせ

登録番号	高知[redacted]

上記自動車については、 令和 [redacted]年度 の自動車税種別割が減免となっており、減免を受けられる要件が継続していれば、令和 [redacted]年度 も引き続き減免を受けることができます。

改めて申請の手続きは必要ありませんが、減免を承認した要件の変更の有無を確認する必要がありますので、減免確認書（右側ページ）に記入・切り取り線で切り離しのうえ、同封の返信用封筒に入れ 令和 [redacted]年 [redacted]月[redacted]日（[redacted]）までに、必ず返信してください。

減免確認書を含めた要件調査の結果、減免が継続される方には５月中旬に減免決定通知書を送付します。

【注意事項】

①上記自動車と異なる自動車で減免を受けようとする場合（ただし、減免を受けられる自動車は、身体障害者等１人につき１台限り）は、再度申請の手続きが必要です。

②税額が減免上限額を超える方には、減免決定通知書と差額分の納付書をお送りします。上限額は、登録時期により異なりますので、県税事務所又は高知県ホームページでご確認下さい。

③要件調査の結果、減免要件に該当しないことが判明した方には、５月中旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。

④減免決定通知後、 令和 [redacted]年 ４月 １日 現在で要件に該当しないことが判明した場合には、 令和 [redacted]年度 の減免決定を取り消し、７月中旬に自動車税種別割納税通知書を送付します。

⑤回答期限までに減免確認書(右側ページ)の返信がない場合は、 令和 [redacted]年度 の減免を受けることができません。
（改めて期限内に減免申請が必要となりますのでご注意ください。）

⑥回答いただいた内容について、電話等でお伺いする場合があります。
（減免を承認した要件（使用目的や運転者等）に変更がある場合は、原則、変更手続きが必要です。）

⑦本書類は減免決定通知書ではありません。

※使用目的が「日常生活」で減免を受けている場合は「直近１ヶ月の自動車運行実績」の提出が必要です。

該当する方には様式を同封していますので、減免確認書と併せて「直近１ヶ月の自動車運行実績」を記載のうえご提出ください。

＜切り取り線＞

自動車税種別割減免確認書 （令和 [redacted]年度）

下記について、□に✓印のうえ下線部に記載をお願いします。※記入漏れのないようご記載ください。

1 障害者について、住所の変更が □ ある □ ない

障害者氏名： （ふりがな： ）

障害者住所：

□障害者本人が亡くなった 死亡年月日 年 月 日

※障害者本人が亡くなった場合、翌年度の減免を受けることはできません。
詳細については県税事務所までご連絡ください。

2 運転者について

運転者氏名： （ふりがな： ）

運転者住所：

障害者との続柄：

運転免許証の有効期限： 年 月 日

3 現在の車の使用目的・使用頻度について

使用目的 □通院 □通学 □通園 □通所 □通勤 □生業 □日常生活
□帰宅（送迎先には、入所施設名を記入）

送迎先(病院名・学校名・施設名・勤務先名等)

使用頻度 □週 回以上 □月 回以上

4 身体障害者手帳等の再交付や返還をした、車を使用しなくなった、登録番号が変わった等、状況に変更がある場合や、 令和 [redacted]年 ４月 １日 以降、使用目的、送迎先、使用頻度等の状況が変更予定の場合は以下に記載してください。

登録番号	高知[redacted]
納税義務者 (回答者)	住所：
	(ふりがな) 氏名：
	昼間の連絡先(TEL)

[redacted]

令和 [redacted]年 [redacted]月[redacted]日

高知県[redacted]県税事務所長